<b></b>	成15年度	再評価実施事業(国庫補助事業)調書	事業所管部局	国土交通省関東地方整備局市街地整備課
筃	所 名	登戸	事業担当局	まちづくり局
補	助事業名	土地区画整理事業費補助(公共団体)	認可・承認等年度	昭和63年度
筃	所 名	登戸3号線	該 当 条 項	再評価実施後 5 年間を経過
補	助事業名	地方道路整備事業臨時交付金(登戸地区)		1. J R 登戸駅南北自由通路設置事業
事	業採択年度	着手年度 昭和63年度		2. 川崎市公共下水道事業
経	過年数	16年	関連事業名	3. 小田急小田原線複々線化事業
完了予定年度 平成27年度			4. 北部医療施設の建設	
70		一一一		5. 都市計画道路世田谷・町田線拡幅事業
事	事業の目的		事業採択時の背景	
		地区画整理事業により、都市計画道路等の公		部から至近距離にあるため、急激な人口集中が
		情及び総合的な土地利用を図り、本市の副都 1000年に対している。		こ市街化されてきたため、各種公共施設の立ち
業	心機能の確立並びに多摩区の生活中心拠点として商業・		遅れをもたらし、下水道も未整備であったため、災害に弱く、衛 生的にも大きな問題を抱えていた。	
未	業務・住宅等の機能の集積を図るとともに、災害に強い 健全な市街地を形成する。			
		]を形成する。	**************************************	+***
_	事業内容			未着工)から基準年を経過している主な理由
の		上地区画整理事業により、公共施設等の整備及び宅		多く密集している既成市街地における区画整
	,	副都心としてふさわしい都市空間の形成を図る。		伝対象建築物等が 1,358 棟存在し、玉突きのよ
		里事業施行地区面積 37.2ha		等を順次移転させながら道路などの公共施設
目	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 5 路線 2,361m 9,444m	を整備していく事	乗じめること。 が輻輳しているため、権利者との移転交渉に多
			大な時間を要して	
	駅前広場 公園	2 箇所 (豆戸駅前、凹り丘岐園駅前) 3 箇所 6,500 ㎡	八仏时间を女して	いること。
的		月 都市計画決定		
		月事業計画決定		
		月事業計画変更(第2回)		
		2月 仮換地指定(第24回)		
		事業計画等変更(予定)		
	<進捗率>	33,417,322 (3,2)		
椒	仮換地指定	: 37%		
114/	使用収益開始	: 21%		
	移転棟数 (1,3	移転棟数 (1,358 棟): 23% (315 棟)		
-	<次年度以降:	>		
要		広場の整備に向けた東地区の整備拡大及び都市計		
		号線を中心とした周辺地区の整備、並びに各地区に		
		等の移転及び公共施設等整備		
		( 単位:百万円 )	現状の課題	
		77,000		区画整理事業であり、権利者の合意形成に時
		前助金 23,711)		盤整備においても広範囲な施行が困難である
課	残事業費 5	o 6 , U 1 Z		が長期化する。
				う用途地域の変更及び地区計画の策定等
			・財源の確保	接 L 即金儿、五式小田在毒件,每 6 炉儿、 1
題			,	橋上駅舎化)及び小田急電鉄(複々線化)と
Ľ			の事業施行に	1年つ調整

## 社会経済状況等

本市総合計画 2010 プランにおける副都心の位置づけに変化はない。

事業計画決定時(昭和63年)に比べて社会経済状況が変化する中で、まちづくりに関する住民の意識が高まっており、早急な事業展開が強く求められている。

地元の理解・協力の状況

事業の進捗がかなり目に見えるようになってきたため、事業に対する地元の理解も概ね得られている。

また、地元の権利者組織からも、事業の推進を要望されている。

の 阪神淡路大震災以降、密集市街地の安全性確保の緊急性が一層強く認識されていることから、既成市街地における当地区の事業の 視 必要性は、ますます強くなっている。

## 事業の効果

評

価

点

対

方

針

当地区は、JR南武線及び小田急線との交通結節点であり、土地区画整理事業により、2箇所(JR登戸駅前及び小田急小田原線向ヶ丘遊園駅前)の駅前交通広場を整備する計画になっている。これらの交通広場の完成により、バス利用者の利便性が大幅に向上し、多摩区の生活中心拠点としての機能が一層強化されることになる。

## 対応方針案

継 続・継続(見直しの上)・中 止

## 応対応方針案の考え方

- ・当事業は、本市の副都心を形成するための主要な拠点整備事業として、また、街の防災機能の強化を図る上で不可欠である。
- ・都市計画道路を中心とした事業展開上の重点地区を設定し、事業効果の高い部分から順次展開を図る。
- ・地権者によるビルの共同化を積極的に支援し、集団的な建築物等の移転を行うことにより、事業の早期完成を図る。
- ・下水道計画に沿った事業展開(従来)とともに、長期間事業展開できない地区については、住民の意向を汲み入れ、下水道の暫 定的な整備を検討することにより、早急な事業進捗を図る。

以上のことから、事業を継続し、早期に完成を図ることが必要であると判断できる。